最終更新日：2023年7月10日

かどや製油株式会社
代表取締役社長　久米　敦司
問合せ先：執行役員管理本部長　高野　純平
証券コード：2612
http://www.kadoya.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業の継続的発展と企業価値向上のため、経営の透明性と健全性を確保する体制の確立に取り組んでおります。
そのため、法令及び内部規程類を遵守し、各役員が経営情報を共有することで、取締役会の適正な意思決定機能を確保するとともに、監査役監査及び監査室による内部監査を通じて、適法かつ適正で効率的な経営及び業務の保全に努めております。
また、積極的なIR活動や会社説明会を通じて、株主・投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④　株主総会における権利行使】
議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は、海外投資家比率等を踏まえた上で必要に応じて検討いたします。

【補充原則2－4①　女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
・当社では企業行動憲章において「個性と能力を活かせる職場形成」を掲げており、従来より人材の多様性を意識しつつ企業価値の向上に努めております。
・企業規模などを勘案し、現時点で明確な女性管理職比率の目標は設定しておりませんが、21年度に初の女性部長職も誕生するなど女性活躍度は着実に増しております。（ご参考）女性管理職比率10.5%（22/4）、10.8（23/4）
・更に、中期経営計画を推進するべく、各分野で専門性や秀でた能力を有した人材の中途採用（女性管理職も含む）を進めるなど、人材の多様性を意識した運営を実施しております。
・加えて、既に公表しております長期ビジョン（「変革と挑戦！健康と笑顔を届けるNo.1を目指す」）や中期経営計画の達成に向け、21年度に入り人材制度の改革を実施、また研修制度等の改善にも取り組んでおります。社員一人ひとりが自ら考え、動き、発信できる企業風土の醸成や社員が自らの能力を発揮し、働きがいを感じることができる職場作りへの取組を継続することで中長期的な企業価値の向上を果たしてまいります。
・また、定年再雇用制度により60歳以上（最大70歳まで）のシニア層も継続的に働く環境を整備しております。

【補充原則4－8②　独立社外取締役の有効な活用】
・当社の独立社外取締役は、普段から適切なコミュニケーションに努め、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との会合等を開催し連携する体制をとっておりますので、筆頭独立社外取締役を定める必要性までは認識しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1．政策保有に関する方針
良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。ただし、政策保有株式について継続的な見直しを進め、上記の目的に比べて投資価値もしくは影響力の大きくない相手先の株式については縮減していきます。
2．政策保有株式にかかる検証の内容について
政策保有株式ごとに取得価格と期末株価、配当金を調査するとともに、その内容が芳しくなかった政策保有株式について相手先の財務状況、当社との取引状況の検証を実施する。これらの結果を基に年に1回取締役会において保有株式ごとに保有継続のリスクを検討の上で保有継続の可否を決定することといたします。
3．政策保有株式にかかる議決権の行使について
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、統一的な対応基準は策定しておりませんが、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
・当社が新たに関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施し、有価証券報告書等に開示いたします。加えて、関連当事者間取引は必要に応じて毎期取締役会で報告され、内容について確認しており、有価証券報告書等にて内容を開示しております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
・当社は確定拠出年金制度を採用しており、確定給付型企業年金の制度がございません。従いまして、本件に関してまして当社の財政状況に対するリスクが生じることはありません。
・将来確定給付型企業年金の導入を検討する場合がございましたら運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) かどや製油グループ長期ビジョン及び中期経営計画"ONE Kadoya2025 "、当社ホームページに基本方針を掲載しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページにて開示しております。
(3) 取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。また、取締役に対しては、中長期的な業績の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式給付信託制度を導入しています
(4) 役員の選解任については、役員選定基準及び解任基準に基づいて個々の能力や適性を勘案した上で決定しております。
(5) 役員の選任・指名に関しては、取締役候補者及び監査役候補者の経歴、選任理由について、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則3－1③　情報開示の充実】
・サステナビリティを巡る取組に関しては2022年5月に定めたサステナビリティ基本方針及び2021年5月に定めた中期経営計画において開示しております。具体的には、ごまの収量確保・品質改善・農家の収入増等を目的にした海外のごま生産農家支援、アップサイクルへの取組による食品ロスの削減、太陽光発電システム導入によるCO2排出量削減などを通じ、SDGsやサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。
・知的財産に関しては、ごま油で初の「特定保健用食品（トクホ）」の許可を取得し、21年春より販売を開始するなど長期ビジョン（「変革と挑戦！健康と笑顔を届けるNo.1を目指す！」）の実現に向けた取組を実践しております。
・人的資本への投資に関しては等級等に応じた総合的な研修に加え、自らの専門性や知識を高めるための研修参加を推奨するなど会社として積極的な支援を行っております。

【補充原則4－1①　取締役会の役割・責務】
・当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会決議事項・報告事項の審議採決を行っております。また、「職務権限規程」、「職務権限基準表」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、直接当社との多額の取引がないこと、中立の客観的見地から当社の経営陣に対して経営監視機能を果たせること、当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営者として十分な経験による見識を持ち合わせていることなどを選任の基本方針としております。

【補充原則4－10①】
・2021年2月に取締役の報酬等に係るプロセスの公正性・透明性・客観性を確保するべく、過半数の委員を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を取締役会の下に新たに設置しており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が担保されております。
・2022年4月に従前の報酬諮問委員会を指名報酬諮問委員会に変更し、審議事項に取締役の選任・解任、後継者計画等を追加しております。当社としてはこうした仕組みを活用することで取締役選任等のプロセスの透明性・客観性を高め、説明責任を強化しております。

【補充原則4－11①　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・取締役会は各取締役の能力、知識などを一覧化したスキルマトリックスを本報告書の最終ページに掲載しております。
・今後も取締役会はその多様性を維持しながら活発な議論を行い、企業価値の向上に努めてまいります。なお、独立社外取締役3名のうち2名は他社での十分な経営経験を有しております。

【補充原則4－11②　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・当社は、取締役及び監査役の個別の重要な兼務状況を株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4－11③　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・当社は、原則毎月1回以上の取締役会を開催し、重要案件の審議・決議等を行っておりますが、社内の取締役を4名、社外取締役を3名選任し（取締役全体の1/3以上を確保）、従来以上に取締役会の議論活性化に努め、取締役会の実効性を確保しております。それ以前の2020年6月には監査役を4名から5名に増員し、監査役会の機能も強化しております。具体的には、各取締役の職務執行の監督を行うことに加え、取締役会での質疑・助言等を通じて取締役会全体の実効性を確保するなど適切な運営体制を構築しております。

【補充原則4－14②　取締役・監査役のトレーニング】
・当社は、社外取締役・社外監査役を当社に招聘するに際し、工場見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報習得のための説明を行っております。さらに、取締役においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関などを活用し経営スキルを習得する体制を整えております。
・また、監査役においても、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
・当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、管理本部が行っております。IR活動に必要な情報は、経営企画部、国内事業本部、海外事業本部、生産本部等の関係部署から情報収集し、管理本部で取りまとめをしております。
当社のIR活動は次のとおりです。
・定時株主総会：年1回
・決算説明会：年2回
・取材対応：四半期ごと
・個人投資家との対話：ホームページからIRに関する質問を受付け、総務部総務課が回答を行う。
・当社ホームページでの開示

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）

三菱商事株式会社	2,477,000	26.88
三井物産株式会社	2,019,500	21.91
小澤物産株式会社	1,063,186	11.53
小澤商事株式会社	428,314	4.64
国分グループ本社株式会社	280,000	3.03
日清食品ホールディングス株式会社	225,000	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	152,200	1.65
伊藤忠商事株式会社	130,000	1.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	127,600	1.38
かどや製油株式会社従業員持株会	52,238	0.56

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤　聖美	他の会社の出身者											
大西　賢	他の会社の出身者											
竹田　真	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　聖美	○	なし	齋藤聖美氏は、ジェイ・ボンド東短証券株式会社にて、長年にわたり代表取締役社長に務められるなど、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。また当社の企業価値向上、コーポレートガバナンスの維持・強化及び経営の監督を適切にできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。また、同氏を独立役員として指定した理由は、ジェイ・ボンド東短証券株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社と当社には利害関係はなく、経営陣からの独立性を保持しながら取締役の職務を果たすことができ、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したためであります。
大西　賢	○	なし	大西賢氏は、日本航空株式会社にて、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、同社における取締役会議長としての豊富な経験は当社の企業価値向上、コーポレートガバナンスの維持・強化及び経営の監督を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。また、同氏を独立役員として指定した理由は、経営陣からの独立性を保持しながら取締役としての職務を果たすことができ、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したためであります。

竹田　真	○	なし	竹田真氏は、弁護士としての専門知識と、当社の顧問弁護士を務めていた経験（2022年6月退任）から、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の一層の向上や当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。また、同氏を独立役員として指定した理由は、経営陣からの独立性を保持しながら取締役としての職務を果たすことができ、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の報酬等に係る手続、プロセスの公正性･透明性･客観性を確保すべく、取締役会の下に任意の諮問機関として2021年2月に設立しました。
2022年4月に指名報酬諮問委員会に変更し、審議事項に取締役の選任･解任、後継者計画等を追加しております。当社としては、こうした仕組みを活用することで取締役選任等のプロセスの透明性･客観性を高め、説明責任を強化しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査（監査室）と監査役は連携して監査計画を練っており、監査の結果については情報を共有し、必要に応じて監査室長が監査役会に出席し、協議を行う体制を確保しております。
また、監査役会は、四半期ごとに当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから決算の概況及び内部統制の状況について報告を受けており、内部監視体制の確保及び適法かつ適正な経営体制の保全に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山内　文明	他の会社の出身者							△		△				
秋元　建夫	他の会社の出身者							○		○				
田中　眞光	他の会社の出身者							○		○				
堤　隆敏	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内　文明		過去、当社の主要な取引先であり、主要株主である三菱商事株主会社の業務執行者でおりましたが、2021年6月末にて三菱商事株式会社を退職し、当社専任の常勤監査役に就任しております。	総合商社における幅広い知識を有するとともに、内部監査士の資格を有するなど当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したであります。
秋元　建夫		当社の主要株主である小澤物産株式会社および同社の物流事業部門として独立した小澤商事株式会社の常務取締役であります。同社と当社の間には、物流コンテナ等の購入などの取引がありますが、取引条件は公正であり、独立性が担保されております。	金融機関と事業会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、それらの経験を当社検査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
田中　眞光		社外取締役の田中眞光氏は、当社の主要な取引先であり、主要株主である三井物産株式会社の業務執行者であります。同社と当社の間には、原材料の仕入れ及び製品の販売等の取引がありますが、取引条件は公正であり、独立性が担保されております。	田中眞光氏は、長年の総合商社勤務を通じて幅広い知識を有するとともに、プライムフーズ株式会社の代表取締役社長として経営に参画した経験を有し、また内部監査業務に携わった経験も豊富であることから、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。
堤　隆敏		社外監査役の堤隆敏氏は、当社の主要な取引先であり、主要株主である三菱商事株式会社の業務執行者であります。同社は当社の主要な販売代理店でありますが、取引条件は公正であり、独立性が担保されております。	堤隆敏氏は、長年の総合商社勤務を通じて幅広い知見を有するとともに海外現地法人の経営に参画した経験を有し、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社は2018年6月26日開催の第６１回定時株主総会においてご承認いただき、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入致しました。なお、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2023年3月期における取締役に支払った報酬等の総額

【区分】	【支給人員】	【支給額】
取　締　役	9名	309百万円
（うち社外取締役）	（4名）	（43百万円）

※取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、業績連動報酬である短期の役員賞与は連結の当期純利益と連動した所定の計算式により算定しております。役員株式報酬は役員株式給付規程に則り算定しております。また、固定報酬である役員報酬の金額とその個人別内訳及び業績連動報酬である短期の役員賞与の個人別内訳は、指名報酬諮問委員会での議論を経て、株主総会で決議を受けた報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長久米敦司が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1．　監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができます。
2．　監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に報告を求めることができます。
3．　監査役会は、必要に応じて経営陣と意見交換会を開催しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

1．業務執行･監査の状況

⑴ 取締役会について

取締役会は、月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時の取締役会を開催するほか、社長主催のもと経営会議を月1回開催することで重要案件について、迅速･適切な意思決定を行っております。取締役会は、取締役7名で構成され、7名の取締役のうち3名は、社外取締役で非常勤であります。

なお、2021年6月22日より、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行うために、委任型執行役員制度を導入し取締役を減員しております。

⑵ 内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直属の監査室を設置し、その人員は4名であり、監査計画に基づき定期的に内部監査業務を執行しております。

ロ．監査役会及び監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役3名で構成されており、常勤監査役1名と非常勤監査役3名は社外監査役であります。監査役監査につきましては、監査役は取締役会に出席し意見を述べるとともに、業務の進行状況を十分把握の上、業務監査及び調査を行っております。

ハ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査（監査室）と監査役は連携して監査計画を練っており、監査の結果については情報を共有し、必要に応じて監査室長が監査役会に出席し、協議を行う体制を確保しております。

また、監査役会は、四半期ごとに当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから決算の概況及び内部統制の状況について報告を受けており、内部監視体制の確保及び適法かつ適正な経営体制の保全に努めております。

2．会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

指定有限責任社員　古谷大二郎、能勢直子

また、当社の会計監査業務及び内部統制監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名であります。

なお、会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には監査役全員の同意に基づき、監査役が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。

3．監査報酬

2023年3月期における当社の監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりです。

監査証明業務に基づく報酬　　37百万円

4．会社のコーポレート･ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

取締役会及び経営会議を月1回開催し、重要案件について迅速･適切な意思決定をいたしました。

また、IR活動につきましては、適時開示を行い、積極的なIR活動や会社説明会を通じて、株主･投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。さらに、コンプライアンスについては、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を取り入れ、経営に法的規制が働く仕組みを構築しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役は5名のうち4名が社外監査役であり、独立･公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。当社の監査役会は、必要に応じて経営陣と意見交換会を開催するなど、取締役会以外においても意見を述べる機会を設け、外部的視点からの経営の監督機能を果たしており、経営の透明性と健全性を確保できているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を法定期日に先立って発送するとともに、発送前に当社ホームページおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、早期開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、日程を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2020年の株主総会よりインターネットでの議決権行使を行えるようになっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業行動憲章に規定しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（主に6月、11月）開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料などの情報を掲載しております。 http://www.kadoya.com/	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	小豆島工場・袖ケ浦工場において環境保全活動に取り組むほか、経団連や国連WFP協会の社会貢献活動に賛同し、協賛や当社製品の提供などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章に規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

［経営理念］

私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。

［企業行動憲章］

かどや製油株式会社の全役員及び従業員は、「私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。」という経営理念の基に、「食」という健康にかかわる事業に携わる者として、企業の社会的責任を自覚し、すべての法令等を遵守するとともに、社会的良識をもって次のとおり行動します。

1 安心・安全で高品質の商品を提供します。
2 公正で、自由、透明な競争を行います。
3 企業情報を適宜適切に開示します。
4 環境問題に積極的に取り組みます。
5 職場の安全対策に努めます。
6 個性と能力を活かせる職場の形成に努めます。
7 地域社会との交流を大切にします。
8 反社会的勢力に対し、利益を供与しません。
9 関係各国・地域の発展に貢献します。
10 秘密情報を適切に管理します。

なお、全役員および役職者は、この企業行動憲章の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。

万一この企業行動憲章に違反する事案が生じたときは、会社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努めます。さらに、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たすとともに、社長を含め関係従業員を厳正に処分します。

［業務の適正を確保するための体制］

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会

規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2) コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行う。
(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
(4) 監査役、及び内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は、連携して各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
(5) 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、情報資産管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
(3) 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理体制を整備するとともに、必要に応じて当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。
監査室は、当社及び子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
(2) 上記 (1) に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(3) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるおそれのある事実、または取締役及び使用人の職務執行に関して法令違反もしくは不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告する。
(4) 子会社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から上記 (3) 記載の事項につき報告を受けた者は、取締役又は監査役に対して報告をする。
(5) 当社は、上記の報告を取締役または監査役に行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2) 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の執行を図る。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制
社長の指示の下、監査室及び経理財務部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、反社会的勢力と一切の関係を遮断している。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制　模式図】

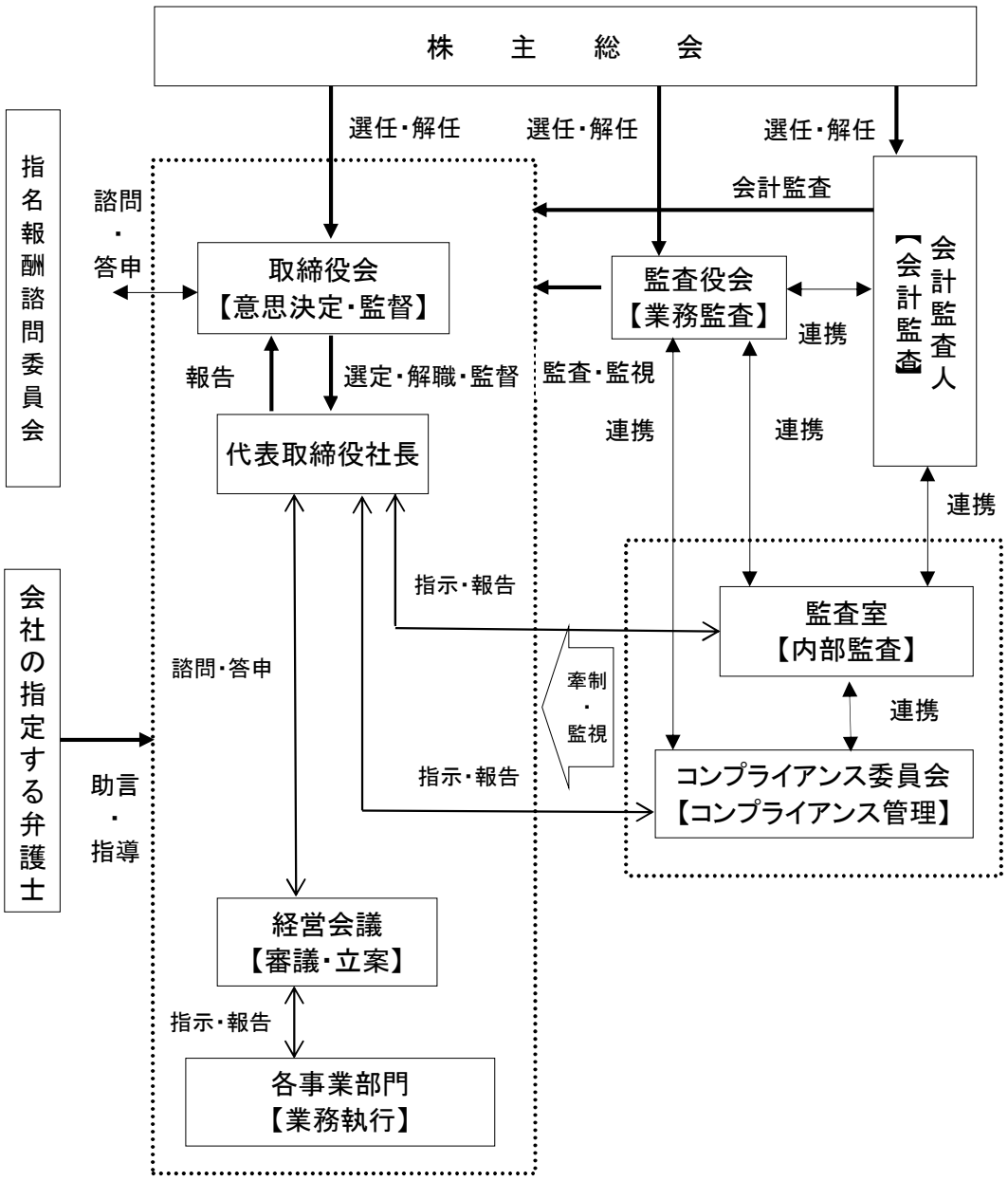

【適時開示体制　模式図】

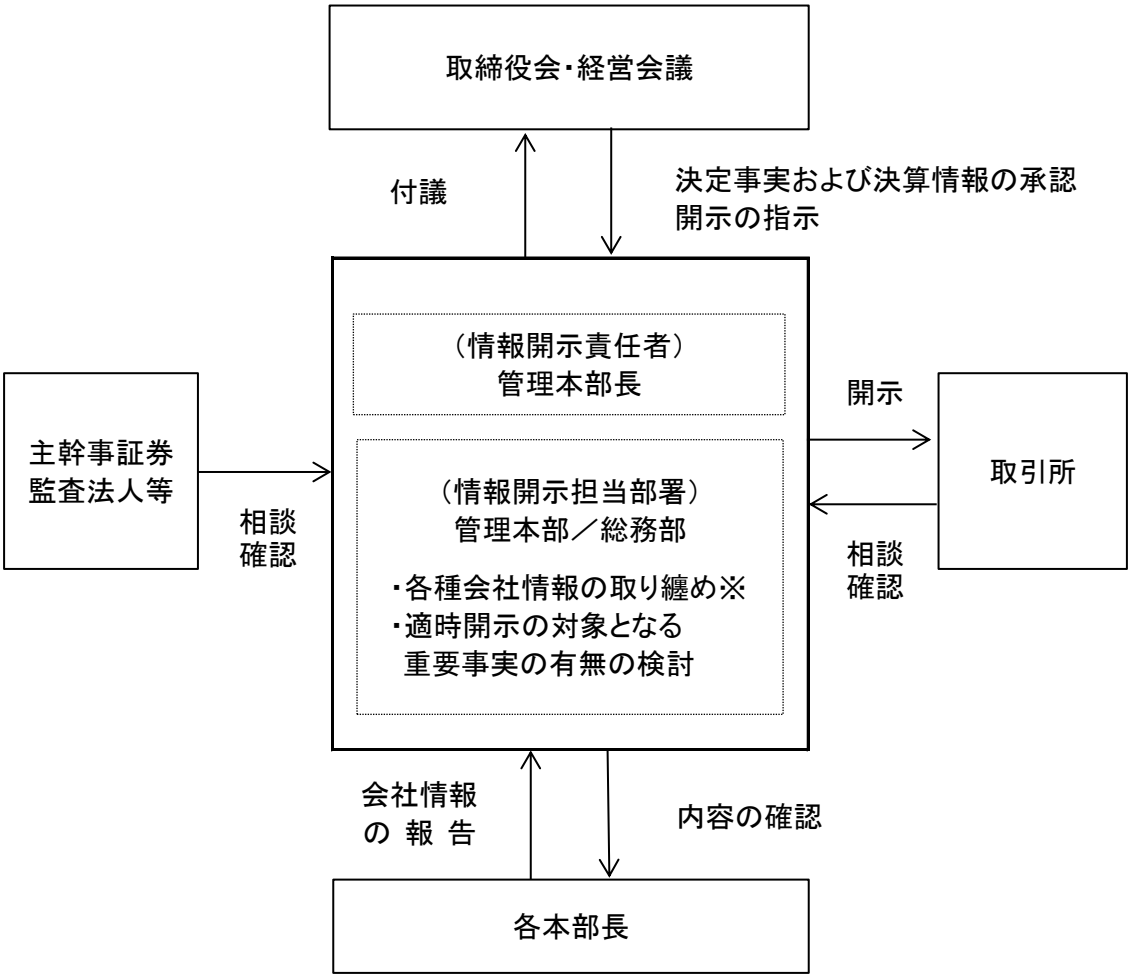

※業績予想の修正については、経営企画部が担当

【かどや製油株式会社】　取締役会スキル・マトリクス

（2023年6月29日現在）

（氏名）	（地位）	専門性や経験								指名報酬諮問委員会
		企業経営	サステナビリティ	財務・会計・リスクマネジメント	グローバル	法務・コンプライアンス	生産・物流品質・研究	マーケティング・営業	DX・イノベーション	
久米　敦司	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●	●
井尻　尚宏	取締役		●	●			●		●	
中山　裕章	取締役	●	●		●	●		●	●	
長澤　昇	取締役	●	●	●	●		●	●		
齋藤　聖美	独立社外取締役	●	●	●	●				●	●
大西　賢	独立社外取締役	●	●		●	●	●		●	●
竹田　真	独立社外取締役		●	●	●	●				●